

# 組合員と総代会制度

## 1. 組合員

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人一人の意見を尊重し、金融活動を通じて組合員の経済的地位の向上をはかることを目的に設立された協同組織金融機関です。

組合員になることができるのは、当組合が営業する地区にお住まいかお勤めの皆さま、小規模の事業者の皆さまなどですが、従業員数が300名以上など一定規模を超える事業者の方は組合員になることはできません。

これは中小規模の事業者の皆さまの公正な経済活動の機会を確保し、その経済的地位の向上をはかることを目的とした法律によるものです。

組合員になる場合、一口1,000円以上の出資金が必要となります。

当組合は、この出資金を基本に、組合員の皆さまや地域の皆さまからお預かりした預金を原資として金融事業を行っております。

## 2. 総代会の仕組み（役割）

信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権および選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合の組合員は42,295名（令和2年3月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法および定款の定めるところにより「総代会」を設置しております。

総代会は、総会と同様に組合員一人一人の意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適切な手続きにより選出された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しております。

また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合の経営に反映させる役割を担っております。

## 3. 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

### (1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提であり、総代選挙規程に則り、各選挙区毎に自ら立候補した方もしくは組合員から推薦された方の中から、その選挙区に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者の数が当該選挙区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者として投票は行っておりません。

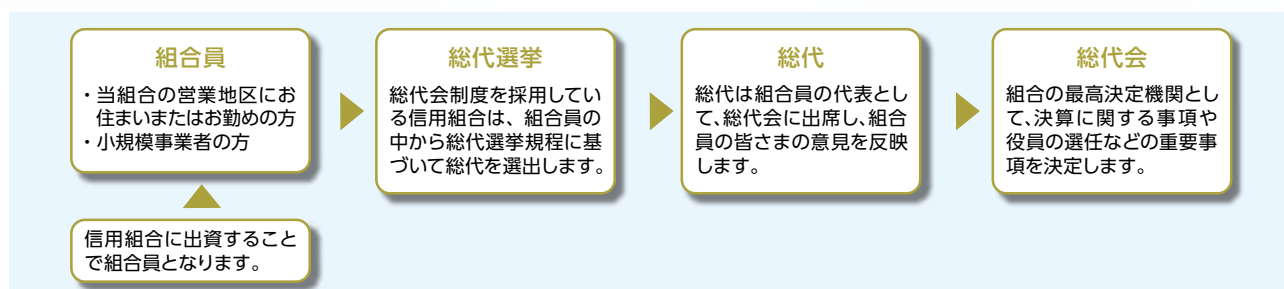
### (2) 総代の任期と定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は選挙区を5つの区に分け、総代の選出を行っております。

総代の定数は、100名以上120名以内です。選挙区別の定数は、選挙区の組合員数と総組合員の按分比により算出しております。

第一区	下仁田支店、南牧支店、西牧支店、南蛇井支店、妙義支店の営業区域
第二区	富岡支店、甘楽町支店、一の宮支店、吉井支店の営業区域
第三区	松井田支店、横川支店、磯部支店の営業区域
第四区	本店営業部、安中支店、原市支店、板鼻支店の営業区域
第五区	高崎西支店、高崎支店、八幡支店、高崎山名支店、高崎貝沢支店、榛名町支店の営業区域

## 組合員と総代会制度



## 組合員の皆さまへの特典

1. 当組合本店や他行へのお振込手数料（キャッシュカードによる ATM 振込みを含む）が割安となります。
2. インターネットバンキング、モバイルバンキングの月額基本料金（個人向けのみ）およびお振込手数料が割安となります。
3. 目的別個人ローン（マイカーローンなど）をご利用時に、お取引に応じて特典がございます。

## 4. 第 33 回通常総代会の目的事項

令和 2 年 6 月 24 日に第 33 回通常総代会を開催し、次の報告事項ならびに決議事項が付議され、原案のとおり可決承認されました。

- (1) 報告事項
- ①第 32 期（平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで）事業報告、貸借対照表及び損益計算書の報告について
  - ②店舗統合（店舗内店舗）の報告について
- (2) 決議事項
- 第 1 号議案 特別積立金うち目的積立金取崩しの件
  - 第 2 号議案 第 32 期剰余金処分案承認の件
  - 第 3 号議案 第 33 期（令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで）事業計画及び収支予算案承認の件
  - 第 4 号議案 定款条文一部変更に関する件
    - ①事務所所在地の変更
    - ②役員定数の変更
  - 第 5 号議案 組合員の除名に関する件
  - 第 6 号議案 退任役員に対する退任慰労金贈呈の件



## 5. 総代の皆さま（総代数 117 名／令和 2 年 6 月 24 日現在）

選挙区	営業区域	総代の方の氏名（50 音順：敬称略）
第一区 総代定数 21 名 総代数 21 名	下仁田支店 南牧支店 西牧支店 南蛇井支店 妙義支店	相川愛一郎⑤ 飯野良一② 市川宏行④ 岩井万芳① 岩井幸夫③ 上原英男⑩ 岡野弘⑨ 荻野勝美④ 加勢幸一④ 小井玉元章③ 小井玉文雄④ 小林徹④ 佐藤文夫④ 相馬正② 田村靖一⑩ 千野栄治⑤ 土屋重夫⑤ 古市隆子② 諸星和夫③ 矢野英明③ 横尾栄一⑤
第二区 総代定数 31 名 総代数 31 名	富岡支店 甘楽町支店 一の宮支店 吉井支店	新井和成③ 新井昭三⑤ 飯塚茂雄⑦ 市川悦老⑧ 大野勝巳③ 木村幸夫④ 小林夏夫④ 小間信明⑤ 齋藤義雄⑩ 佐藤克佳② 嶋田光一③ 下山裕久⑩ 小園秀雄⑩ 高田孝之⑩ 高橋伸二⑥ 田口慎一郎④ 竹内道夫⑨ 武田泰重③ 津田賢造⑥ 富岡進⑩ 富田鶴次⑥ 富田捷之助③ 中野行伸⑤ 中村勝美④ 永井英夫② 廣木健人③ 星野正夫⑩ 松井徹郎④ 矢嶋征夫⑩ 山田利和⑤ 湯浅守男⑩
第三区 総代定数 16 名 総代数 16 名	松井田支店 横川支店 磯部支店	飯沼初⑦ 上原有一④ 小黒雅史⑤ 木内誠③ 小坂橋公治⑧ 小坂橋昌之⑩ 櫻井太作④ 佐藤充⑤ 佐藤洋介① 杉山壽② 多胡徳造③ 土屋博③ 新津勇⑩ 儘田昌吾⑤ 茂木右源太③ 吉田毅④
第四区 総代定数 26 名 総代数 24 名	本店営業部 安中支店 原市支店 板鼻支店	秋山佳一郎⑤ 内田穂積⑩ 大河原正⑩ 大竹将尋② 大手正明⑤ 小坂橋一正④ 小森谷武⑥ 佐藤英樹② 静朋人③ 武井宏⑩ 武田心一② 田島龍一④ 田中京三⑥ 田中秀宗④ 戸田美孝④ 中島直樹⑦ 中島松之輔⑩ 野口政喜④ 半田岳⑧ 半田充④ 氷見実④ 松江勇⑤ 松本立家⑧ 丸山忍④
第五区 総代定数 26 名 総代数 25 名	高崎西支店 高崎支店 八幡支店 高崎山名支店 高崎貝沢支店 榛名町支店	浅見知一⑥ 新井利實⑧ 飯島哲⑩ 石井久吉⑥ 植松和行⑥ 大竹良明① 織田秀雄⑤ 木村隆志③ 佐藤貢① 清水邦宏④ 須藤敏基④ 善如寺雅夫⑩ 竹内健一⑤ 武田博道⑥ 富所義則② 廣神新司⑥ 星野宣行① 松田攻⑥ 松本巧② 宮義秀⑥ 宮嶋正③ 守口謙二① 紋谷直兄⑩ 横田今朝夫④ 依田昭之⑥
合計 総代定数 120 名 総代数 117 名		【総代の年代別構成比】 30 代以下 0.9%、40 代 1.7%、50 代 10.3%、60 代 28.2%、70 代 41.0%、80 代以上 17.9% 【総代の職業別構成比】 法人役員 71.8%、個人事業主 17.1%、会社員 1.7%、農業 2.6%、個人 6.8%

(注) 氏名の後に就任回数を記載しております（昭和 63 年 4 月 群馬県信用組合発足以降の回数）。

はじめに

地域を応援する  
取り組み

コンプライアンス等  
への取り組み

各種サービスの  
ご案内

ガバナンスの  
充実状況

資料編